

令和元年6月27日現在

機関番号：11201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K11923

研究課題名(和文) 災害における離婚に関する研究

研究課題名(英文) Consideration about the divorce in the disaster

研究代表者

宮本 ともみ (MIYAMITO, Tomomi)

岩手大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：20361040

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)： 各種の統計からは、被災と離婚の動向との間に有意な関連性を見出すことはできなかった。他方、被災地での聞き取り調査および公表文献の分析からは、被災し離婚に巻き込まれる家族への支援体制が不十分なことが分かった。また、そのような支援体制は被災に限らず常態的に必要とされることが分かった。

このことから、被災した同家族への継続的かつ連携的な支援は、とりもなおさず、日常的に必要なとされている離婚に直面した家族への支援につながるという知見を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

実際に行われた災害時の法律相談について、離婚との関連で考察を進めたことにより、これまで実態を把握することが困難であった協議離婚について、離婚原因や離婚時・離婚後の話し合い状況を一定程度知ることができた。そして、災害時にも現れた離婚の実相が、これまで把握することが困難であった通常時の離婚についても共通しているということもある程度明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)： I was not able to find meaningful association from various statistics about disaster and the trend of the divorce. On the other hand, an analysis of interview survey at the stricken area and publication documents showed that support for families affected by the disaster and getting involved in divorce was inadequate. In addition, it was found that such a support system is not limited to the disaster but is usually needed.

From this, it was found that continuous and cooperative support for the affected families would lead to support for the family in the face of divorces that are needed on a daily basis.

研究分野：民事法

キーワード：離婚 災害

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国では、平成 25 年の離婚件数は 23 万 1 千件と推計されている(人口動態統計より)。しかし、離婚の約 90% が協議離婚のために、離婚の実態を把握することは困難である。他方で、当事者の届出だけで行う協議離婚については、当事者の力関係に依存して行われるために家族内の弱者保護が確保されていないという批判が強い。

そういうなかで、本研究は、災害被災地において各種の相談が精力的に、しかも大がかりに行われたことに着目し、離婚という切り口から聞き取り調査を実施して内容を検討することにより、離婚の実相を明らかにしようとするものである。とくに、これまで実態を把握することが困難であった協議離婚について実相を探ることにより、被災地における離婚法制の考慮に止まらず、通常時の離婚法制(とくに協議離婚対応)に関しても新たな考慮材料が得られるという着想に至った。

(2) 上記のような着想に至った大きな要因は、本研究者が、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の被災地にある岩手大学に勤務していたことである。岩手大学に勤務していたことに起因して、災害に関する報告等が求められる機会に恵まれていた。

各種の報告の成果は、いずれも災害と家族法との関係を考慮したものであるが、本研究者にとっては、ここでの考慮から見てきた被災地の家族関係が、日常における家族関係に似ていると思えてならなかった。とくに、家族内において経済的あるいは肉体的弱者である女性や子どもの置かれている状況についてである。

(3) 本研究者は、もともと民法の家族法、ことに婚姻法を専門としており、協議離婚が圧倒的な件数を占めている離婚制度に疑問を抱いていたが、これまで協議離婚については十分な把握がされてこなかったし、また、把握する手立てもなかった。

しかし、東日本大震災を機に、大がかりな法律相談や女性支援相談が精力的に行われ、公表される相談件数からは離婚相談が比較的多くを占めていることが見て取れた。本研究者は、このことに着目して、阪神・淡路大震災および新潟地震をも対象に含めて、相談を行った機関を対象にして相談内容について聞き取り調査を実施することで、被災地における離婚法制に止まらず、通常時の離婚(とくに協議離婚)についても何かしらの知見が得られるのではないかと着想した次第である。

2. 研究の目的

(1) わが国の離婚は、実態の把握が困難である協議離婚が約 90% を占めており、そのほかに調停離婚が約 9%、裁判離婚が約 1% である。民法研究は解釈論が中心となるので、離婚法についての研究は、約 1% の離婚裁判例を対象とするか、あるいは、司法統計や文献をとおして実態把握が可能である調停離婚を対象とすることが多い。他方、協議離婚については、上述したように当事者の力関係に依存して行われるため家族内の弱者保護が確保されていないとの批判が強いが、実態把握がほとんど行われていないため、離婚法の研究対象となりにくい。

本研究は、災害を機に各種の大がかりな相談が精力的に行われたことに着目して、離婚(とくに協議離婚)の実相を明らかにしようとするものである。

(2) 実際に行われた災害時の法律相談について、離婚との関連で考察を進めることにより、これまで実態を把握することが困難であった協議離婚について、離婚原因や離婚時・離婚後の話し合い状況が把握できると仮定した。そして、把握できた離婚の実相が災害時に特有なものなのか、通常時の離婚にも共通しているものなのか、ということもある程度明らかにすることができるということも仮定した。

そして、本研究の結果から、今後の離婚制度を考慮するにあたり、被災地支援に必要なことは何であるのかを知る手掛かりを得ると同時に、これまで把握することが困難であった通常時の離婚についても、その実相を知る手掛かりを得ることを目指した。

3. 研究の方法

(1) 第一に、各種の統計によって、日本全体の離婚の動向と、各被災地の離婚の動向とを比較検討する(以下、「第一の実施計画」という)。第二に、被災地における相談内容の聞き取り調査から、離婚に至る経緯・離婚原因・話し合いの状況などを探る。聞き取り調査により、災害に特有な事情であるのか、それとも通常時の離婚にも共通する事情であるのかを検討する(以下、「第二の実施計画」という)。

(2) 以下のとおり、各年度の研究を計画した。

平成 27 年度は、各種の統計資料から日本全体の離婚の動向と、各被災地の離婚の動向とを比較検討する。また、東日本大震災において被災地で行われた大がかりな相談を実施した機関へ聞き取り調査を行い、その内容を検討する。

平成 28 年度は、東日本大震災について行った前年度の聞き取り調査をもとに、調査事項を整理し、阪神・淡路大震災および新潟中越地震において相談を実施した機関へ聞き取り調査を行い、その内容を検討する。

平成 29 年度は、東日本大震災および阪神・淡路大震災において女性支援相談を行った機関へ聞き取り調査を行い、その内容を検討する。また、研究全体をまとめる作業に取り組み、全研究を総括する論文を作成し、その公表に努める。

4. 研究成果

(1) 平成 27 年度の成果は次のとおりである。年度前半は、司法統計および人口動態統計などにもとづいて、日本全体の離婚の動向を分析することと並行して、被災地における県および市町村レベルでの離婚の動向も分析し、それぞれの動向を比較検討する予定であった(第一の実施計画)。しかし、実際には、日本全体の大まかな動向を把握するに留まっている。統計などの収集が不十分なために、被災地の離婚の動向について分析するに至らなかった。年度後半は、東日本大震災において法律相談を実施した岩手県・宮城県・福島県の弁護士会および法テラスに対して、離婚に焦点を当てて聞き取り調査を行う計画であった(第二の実施計画)が、岩手県内の個別の弁護士への聞き取り調査に留まっており、一定の考察を行うために十分といえるほどの聞き取り調査を行うことができなかった。

(2) 平成 28 年度の成果は次のとおりである。昨年度遅れていた第一の実施計画である統計にもとづく離婚の動向の把握であるが、一応の資料収集が整い、分析を進めることができた。現在のところ、統計からは、被災と離婚の動向との間に有意な関連性を見出すことはできない。第二の実施計画が一層重要であるとの認識が得られた。第二の実施計画であるが、昨年度の実施と同様に、岩手県については、計画的な聞き取りではないが、岩手県の復興支援担当者あるいは県内の弁護士等に接する機会に関連の情報収集を行った。しかし、東日本大震災被災地である福島県・宮城県、阪神・淡路大震災 および新潟中越地震の被災地への聞き取りはできていない。最終年度のまとめに備えて、年度の実施計画を修正して、各被災地における相談資料の収集およびその分析を行うこととした。

(3) 平成 29 年度の成果は次のとおりである。第二の実施計画に取り組むことが中心であった。しかし、平成 29 年度における研究者の業務が多忙であったために、第二の聞き取り調査に行く時間を作ることができなかった。すなわち、計画に沿った研究がほとんど進まなかったというのが正直なところである。当初の予定では、平成 29 年度が研究計画の最終年度であったが、日本学術振興会に補助事業 期間を 1 年間延長することを申請して認められた。延長計画では、第二の計画を見直し、かなり限定的になるが公表されている相談統計等にもとづく考察を行うこととした。

(4) 平成 30 年度の成果は次のとおりである。前年度までに、第一の実施計画である統計にもとづく離婚の動向の把握については一応の分析を進めることができたため、本年度は、第二の実施計画に取り組むことが中心であった。2019 年 2 月、大阪でウィメンズネットこうべの代表正井禮子氏と懇談を行い、災害がもたらす家族への影響一般について聞き取りを行った。また、災害法制に詳しい神戸の津久井進弁護士からも同様の聞き取りを行った。直接、離婚の動向に結びつけることは困難であったが、家族をもつ女性被災者への支援体制が不十分であることが分かった。さらに、被災した家族への支援体制は、日常的にも必要とされるものであることが認識できた。

(5) 本研究期間全体の総括は次のとおりである。

第一の実施計画である統計にもとづく離婚の動向の把握については、一応の資料収集を行い、一定の分析を進めることができた。現在のところ、統計からは、被災と離婚の動向との間に有意な関連性を見出すことはできない。

第二の実施計画については、計画どおりに進めることができず、当初の実施計画をかなり限定することになったが、そのなかで次の認識を得ることができた。

岩手県内の弁護士、地方自治体職員、社会福祉協議会職員などの関係者との意見交換からは、岩手県において被災した家族への支援が個別対応にとどまっており、連携した継続的な支援体制になっていないという課題があるという認識である。

また、2019 年 2 月、大阪でウィメンズネットこうべの代表正井禮子氏と行った懇談からは、直接離婚と結びつけることは困難であったものの、震災においては、子どもや女性被災者への支援体制が不十分な点および子どもや女性の支援体制は被災に限らず常態的に存在することが分かった。このことから、被災者たちへの継続的かつ連携的な支援は、とりもなおさず、日常的に必要なとされている家族の支援につながるということが認識できた。さらに、阪神・淡路大震災を体験し、実践的な災害法制に詳しい神戸の津久井進弁護士の聞き取りからも、同様の認識を共有することができた。

本研究全体のなかで、第二の実施計画を修正して、災害に関連する相談統計等の公表文献に依拠して分析を進めることとした。文献を横断的に読み込んだ結果、災害をきっかけに離婚を体験した被災者たちが様々な問題に直面しており、被災後時間が経過することで新たなケアを必要とする問題が浮上してくることが分かった。

以上を総合して、現時点では、次のような成果が得られている。

統計からは、被災と離婚の動向との間に有意な関連性を見出すことはできない。他方、聞き取り調査および公表文献の分析からは、被災と離婚件数と被災し離婚に巻き込まれる家族への支援体制が不十分な点および同家族への支援体制は被災に限らず常態的に存在することが分かった。このことから、被災した同家族への継続的かつ連携的な支援は、とりもなおさず、日常的に必要なとされている離婚に直面した家族への支援につながるという知見を得た。

本研究の成果は、2019 年 11 月に東北学院大学で開催される日本政治法律学会の第 4 回研究大会で報告する予定である。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計1件(予定))

令和元年11月2日・3日：日本政治法律学会の第4回研究大会（東北学院大学）
宮本ともみ、被災家族を支援する制度的な課題（仮）

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。